

令和3年4月1日

廿日市市立小・中学校
保護者の皆様へ

廿日市市教育委員会 教育長 生田 徳廉
廿日市市PTA連合会 会長 犬飼 匡彦

廿日市市立小・中学校における教職員の勤務時間外の電話対応について(お願い)

平素より、本市の教育行政及び各学校の教育活動、PTAの活動ご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて昨今、学校における、教職員の多忙化、長時間勤務の常態化が全国的に話題となっている中、本市においても、その課題を解消し、教職員が子どもと向き合う時間を確保することで、教育の質の向上を図るため、様々な業務改善の取組を進めてきたところです。この内容については、令和元年広報はつかいち9月号において市民、保護者の皆様にお知らせを致しております。

その後、国や広島県の動向を踏まえて、教職員の時間外勤務の上限時間を月45時間と定め、取組を進めてきましたが、令和2年度の12月までの平均で、小学校の1/3、中学校の1/2の教職員が月45時間を越えており、更なる業務改善が喫緊の課題です。

つきましては、更なる業務改善の取組の一つとして、勤務時間外における学校の電話対応について、廿日市市教育委員会と廿日市市PTA連合会が協議を行い、原則として次の通りとさせていただきます。

教職員自身が健康で、意欲や誇りをもって子どもたちと向き合うことが、子どもたちの成長には欠かせません。未来を担う子どもたちのために、今後とも教育委員会と学校、PTA、及びその関係者が、連携・協力しながら取組を進めて参ります。保護者の皆様におかれましては、今回のお願いの趣旨をご理解頂き、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【勤務時間外における学校の電話対応について】

- 平日の朝は午前7時45分からとします。
- 平日の夕方は、午後6時までとします。(中学校は季節によっては部活の下校時間を考慮して設定する場合があります)
- 休日等は電話対応は行いません。
- 長期休業中は、勤務時間内(概ね午前8時15分～午後4時45分)とします。
- 学校からご家庭への電話についても、原則同様の対応としますが、児童生徒の心身の安全のため、学校からこの時間外に電話連絡させて頂く場合がありますので、ご了承頂くと共に、その折り返しについては、時間外におかけ頂いて結構です。
- 児童生徒の安全上、緊急に連絡が必要な場合は、廿日市警察署等、関係機関にご連絡ください。学校への緊急連絡が必要な場合は、市役所代表電話(20-0001)に連絡し、学校から折り返しが必要であることをお伝えください。